

「サポート契約」の締結を勧められる

事業者から共有化されたスマートフォンの画面を通して高額なサポート契約を勧められたり、セミナー参加費用を求められたりする。

高額なサポート契約の話が出たら疑ってみる

収入を得るためにやる副業で、逆に多額のお金を支払わなければならないことを「おかしくないか?」と疑ってみましょう。

消費者金融からの借入れを勧められる

「お金がない」とサポート契約を断ろうとすると、「こんなに利益の大きいビジネスモデルはお金を借りてでもやるべきだ」などとあおり、画面共有されたスマートフォンを使って、消費者金融への借入れ手続きを誘導してくる。



消費者金融からの借入れの話が出たら「危険」という認識を持つ

「借金してでも儲かる」といったウまい話はありません。消費者金融からの借入れの話が出たら「危険」という認識を持ち、きっぱりと断りましょう。

お金を事業者の口座に振り込むよう指示される

スマートフォンで誘導されるがまま、個人名義の口座にお金を入金させられる。

安易にお金を振り込まない。 特に振込先が個人名義の場合には注意

スマートフォンでお金を振り込むよう誘導されたら電源を切りましょう。契約代金を振り込んでしまうと、事業者と連絡が取れなくなることもあります。

今まで登録したLINEアカウントや電子メールなどをすべて削除させられる

悪意のある事業者は証拠を残さないようLINEやメールでのやり取りを削除させようとする。

事業者とのやり取りの記録は必ず残しておく

万一来て備えてスクリーンショットなどでスマートフォン画面でのやり取りを記録しておきましょう。

事業者の指示により副業を開始するが・・・
事前に説明されていた報酬金額が得られず、
多額の借金だけが残る

250万円損失したケースも!



副業をはじめたところ「指示どおりできなかったので損失分を払え」とさらに金銭を要求されるケースもあります。

副業に関するトラブルで不安や疑問を感じたら、
一人で悩まずあきらめないで

練馬区消費生活センター

にご連絡ください

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

☎～☎曜日 午前9時～午後4時30分
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)